

Title	「編戸制」の軍事的性格について：吉田・義江両説の検討
Sub Title	A reexamination of the military characteristic of the 'Henko' (編戸) system
Author	永利, 洋介(Nagatoshi, Yosuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.3 (1987. 11) ,p.95(433)- 114(452)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19871100-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「編戸制」の軍事的性格について

——吉田・義江両説の検討——

永 利 洋 介

「編戸制」については、調庸制や軍制・兵士制などの側面からの分析がなされているが、小稿ではこのうち軍制・兵士制から「編戸制」の目的・内容を分析した説を取りあげて検討する。というのは、義江(浦田)明子氏と吉田孝氏とによつて提出されたこの説は現在ほぼ通説となつてゐるにもかかわらず、後述するように、その論証には承服しがたい点があり、私見では両氏が強調されるほどには「編戸制」の軍事的性格は見出されず、「編戸制」の目的・内容として軍制・兵士制を考えることはできないと思われるからである。

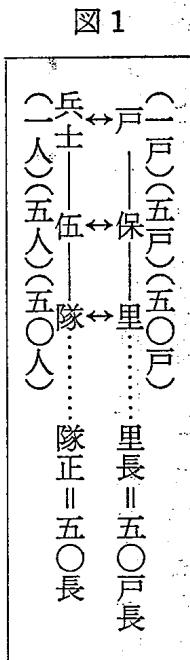
以下、吉田説、義江説の順に検討し、「編戸制」の軍事的・内容についての研究が中心となつてゐるのである。

八世紀前半の戸籍・計帳にみえる「戸」の性格規定をめぐつての「郷戸法的擬制説」と「郷戸実態説」との論争は、律令国家による「戸」の編成・変容という視点を導入した「戸編成説」⁽²⁾の登場によつて、新たな研究段階をむかえたと言つてよいだらう。この「戸編成説」に対してはすでに種々の批判が寄せられているが、「戸編成説」の中心的な主張、つまり、律令国家が「戸」の編成・変容に関与しており、「戸」は人為的意図的につくられたものであるという点は、その後の研究に継承されていふ。そして現在では、律令国家がどのような目的でどのように「戸」をつくったのか、という「編戸制」⁽⁴⁾の目的・内容についての研究が中心となつてゐるのである。

「編戸制」の軍事的性格について

吉田孝氏の説を要約すると次のようになる。

位禄・封戸の計算基準、調の絹縄の丈量単位などから想定される一戸の平均課丁数は四丁である。また、点兵率は淨御原令、大宝令ともに四分の一（四正丁のうち一人を兵士とする）であった。よって、一戸＝四丁＝一兵士という基準が想定され、日本の編戸制の背後には一戸一兵士の基準ないしは慣行が存在したと考えられる。この基準より図1のよう、「戸—保—里」の行政組織と



「兵士—伍—隊」の軍団組織には密接な対応関係が存在し、行政組織が軍団組織と同じ原理で構想されている。そのため、日本の編戸制には一定戸数の固定化という軍団組織的な性格が付与されており、農民から兵士を徵発することは編戸制の中核であった。

右のように吉田氏は編戸制の軍事的性質について述べられている。この吉田説に対しては、すでに、現存籍帳

では平均課丁数というような戸の均質化傾向や一戸一兵士の原則もみられない、という批判がなされている。⁽⁸⁾確かに、現存籍帳について見るならば、この批判は十分に妥当であるのだが、「一戸＝四丁＝一兵士」は律令国家が戸一般に対してもつていて標準的なイメージであり、吉田説は理念のレベルではあくまで有効であるとする立場にとつては有効な批判とはなりえない。

よって小稿では、（ア）一戸＝四丁＝一兵士の基準、（イ）一戸一兵士説および図1、（ウ）五十戸単位の編成と軍団の成立、という三つの視点から吉田説を検討する。

（ア）一戸＝四丁＝一兵士の基準

「一戸＝四丁」という吉田説の根拠となっているのは次の点である。大同三年十一月十日官奏に引用されている大宝元年格の五位の位禄支給額の背後に一戸＝四丁が想定されること。⁽¹¹⁾賦役令集解8封戸条古記所引の慶雲二年十一月四日格に「以四丁准二戸也。兵士等類不⁽¹⁰⁾在⁽¹²⁾点例。但出身之色。不⁽¹³⁾在⁽¹²⁾障限。」（二九六頁）とあること。⁽¹²⁾調の絹縄の合成法が四丁成定であること。⁽¹³⁾以上の三点から「一戸＝四丁」を導き出すことには異論はないのだが、「四丁」の内容が問題である。この「四丁」の内容を考える時に注目されるのは、次に掲げる封戸の丁

数基準を示した『続日本紀』天平十九年五月戊寅条（一九二二頁）の太政官奏である。⁽¹⁴⁾

太政官奏曰。封戸人數縁有^ニ多少。所^レ輸雜物其數不^レ等。是以。官位同等所^レ給殊^ニ差。於^レ法准量。理實不^レ愜。請每^ニ一戸^レ以^ニ正丁五六人中男一人^ニ為^レ率。則用鄉別課口二百八十。中男五十。擬為^ニ定數。其田租者每^ニ一戸^レ以^ニ冊束^ニ為^レ限。不^レ合^ニ加減^ニ奏可之。

この天平十九年官奏では、一戸ごとに正丁五六人中男一人を基準としている。この基準は、官奏の後半に基準

が明示されている田租を除き、戸内の戸口の構成に直接影響される調・庸・中男作物の計算のためのものである。この基準に正丁と中男が掲げられていて、次丁があげられていない点が注目される。この理由は、時野谷滋氏が述べられたように、正丁と次丁が負担する調庸は、その負担額について一正丁^ニ二次丁^ニという規定があるので、正丁の調庸と次丁の調庸は正丁単位に換算することができるので正丁のみを基準に掲げたためである。そして、中男作物という正丁次丁とは負担内容の異なる中男は、正丁単位に換算できないため、別に中男一人の基準をあげたのである。⁽¹⁵⁾

天平十九年官奏がこのように考えられるとき、そして

「編戸制」の軍事的性質について

中男作物が設置される養老元年以前は少丁（中男）は正丁の四分の一の調を負担することになっていたことを考慮するとき、慶雲二年格の「四丁」も正丁四人を直接意味するのではなく、正丁四人分の課役負担者を意味していると考えられるのである。「以^ニ四丁^ニ准^ニ一戸^ニ也。」という一戸^ニ四丁は、一戸内に具体的に正丁四人が想定されているのではなく、一戸内の正丁・次丁（あるいは少丁も）を正丁単位に換算したときに正丁四人分になることが想定されていたと考えられるのである。

慶雲二年格については、同じ封戸についての天平十九年官奏から右のように考えられるのだが、吉田氏が「一戸^ニ四丁」の根拠とされた他の二点も同様に考えられるのである。大宝元年格の五位の位禄支給額の背後に想定される「一戸^ニ四丁」は、位禄の布・綿・絶・庸布・糸を調庸からの支給として正丁単位で計算したときに得られるものである。また、調の絹絶の四丁成疋から想定される「一戸^ニ四丁^ニ」も、調を負担するのが正丁次丁少丁であることを考えれば、この「四丁」は調を計算する上での数字であり、正丁単位に換算したものと思われるのである。

つまり、封戸・位禄の計算基準および調の絹絶の丈量

単位から想定される「一戸＝四丁」は、一戸内の正丁・次丁（あるいは少丁も）を正丁単位に換算したときのものであると考へられるのである。「一戸＝四丁」は、一戸の平均正丁数ではなく、一戸の平均課丁数であり、一正丁＝一次丁（＝四少丁）という換算を考慮した上で「四丁」とされているのである。

このように「一戸＝四丁」の「四丁」が直接正丁のみを意味しないとすると、この「四丁」に点兵率を適用することはできないのではないだろうか。淨御原令、大宝令のいわゆる点兵率が四分の一であり、それが四正丁から一正丁を点兵することを意味するならば、兵士役負担においても一正丁＝一次丁（＝四少丁）という換算規定が存在したのでなければ、「四丁」から一兵士が点じられたとするわけにはいかない。しかし、人間そのものを徵発する兵士役の性格からみて、正丁次丁少丁換算規定は常識的には兵士役負担にあっては存在しなかつたと思う。

よつて、封戸・位禄の計算基準や調の丈量単位から想定される「一戸＝四丁（正丁四人分の課丁数）」と点兵率四分の一とは直接イコールでは結ばれないと考へられ、「一戸＝四丁＝一兵士」という基準を想定すること

はできないのである。

（イ）一戸一兵士説および図1

吉田氏は、現在のところ一般的通説として受け入れられている石尾芳久・直木孝次郎両氏の一戸一兵士説によつて、前掲の図1を掲げて、戸一保一里の行政組織と兵士一伍一隊の軍団組織との対応関係を述べられてゐる。

しかし、この石尾・直木両氏の一戸一兵士説は、その後の研究史では数々の批判を受けており、私見では現在においては成立しがたいと思われる。が、今なおそれらの批判が無視されている状況であるので、以下まず研究史を整理しつつ概観する。

石尾芳久氏は、大宝二年養老五年の両戸籍の分析の結果、養老軍防令3兵士簡点条の「其應ニ点入マ軍者。同戸之内。每三三丁ニ取ニ一丁。」という令文よりも、一戸一人の徵兵が基準であったと推定された。直木孝次郎氏は、大化以後も戸単位の賦課は広く行われていたとして石尾氏の説を繼承され、軍防令規定は正丁三人以上を含む当時の普通の郷戸を基準として一戸一兵士に抵触しないよう定めたのであり、保をなす五郷戸から一人づつ出た五人の兵士が伍を組み、この伍が十集まつて隊を構成し、こ

の郷を基礎とする五十人一組の隊が二十集まつて千人の兵士からなる軍団を構成したのである、と発展された。⁽²²⁾

この石尾・直木両氏の説にはまず米田雄介氏が反論・批判を述べられた。⁽²³⁾ 米田氏は、大宝二年籍と養老五年籍を同一基盤で分析することはできないとされ、さらに大宝二年御野国戸籍からは一戸一兵士の原則は導き出せないし、歳役・雜徭などの力役が人身賦課であつたので同じ力役の一種の兵士役も戸別ではなく人別賦課ではなかつたかとされた。

米田氏の反論・批判に直木氏は次のように述べて自説を修正・補強された。⁽²⁴⁾ 浄御原令以降に課役徵収が人別賦課原則となり軍防令規定を無視できなくなつたため大宝二年籍では一戸一兵士が貫徹していないので、正丁六人以上の戸の多くが一兵士しか出していなければ、正一戸一兵士の慣行が存在していたためである。軍防令の点兵規定は平均ほぼ四丁に一兵士と解釈でき、浄御原令・大宝令の四分の一という点兵率に矛盾しないし、正丁を三ないし五人含む普通の戸を基準として軍防令規定が定められたのであり、正丁三・五人の戸から二兵士を出しているのは少丁・正奴をも含めて考えれば六丁七丁から二兵士となり矛盾はない。

以上が、米田氏の批判を問にはさむが、一戸一兵士説である。しかし、先述したように、この一戸一兵士説にはその後さらに批判が加えられている。

高橋崇氏は次の点を指摘して批判された。⁽²⁵⁾ 軍団が千人の兵士で構成されるのは唐制の採用の結果であり、直木説は妥当ではない。軍防令5兵士為火条には十人の兵士を一火とする規定があり伍の組織は認めない方がよく、五保即伍にも同意できない。軍団数と軍団組織はあらかじめ決定され、その必要数の兵士を点兵するのであって、軍防令兵士簡点條の規定は最底の条件として三丁あれば一兵士を点じても差支えないということである。

山内邦夫氏は直木氏の修正説に対し、兵士役に一里内で戸別賦課と人別賦課の二つの原則が存在したとは考えられないとされ、また、直木氏が少丁や正奴をも含めて「每三三丁ニ取ニ一丁」を考えられた点について、兵士を一人しか出していない戸にも正丁・少丁を合わせて六、七人になる戸が十四もあり、正奴が兵士になつた例はなく兵士は良民が原則であり、直木氏の論証は適当ではないとされた。⁽²⁶⁾

次に和田一博氏は、浄御原令・大宝令の点兵(率)規定は「同戸之内。毎三四丁ニ取ニ一丁。」だったと推定さ

れ、これを大宝二年籍の点兵率と比べれば戸籍での点兵率はそれほど低くないので大宝二年籍の点兵は一戸一兵士の原則ではなく軍防令規定によるものだったとされた。また軍防令規定は直木説のように一戸一兵士を意図したものではなく、単に唐府兵制の輸入であるとされた。⁽²⁷⁾

そして近年では松本政春氏が次の点を指摘された。⁽²⁸⁾ 各軍団の兵士数は百位のフルナンバーであるにもかかわらず、『出雲国風土記』の熊谷団ではその徵兵管下に十九郷という奇数郷が想定され、一戸一兵士説では兵士数が百位のフルナンバーにならない。このことは一戸一兵士説に不利である。

以上のように一戸一兵士説に対しては色々な批判が存在し、既に成立しがたい説であることは明らかである。⁽²⁹⁾ 以下で私見を述べる。

一戸一兵士説は現存戸籍の分析から出発したのだが、米田・山内両氏の批判や直木氏の修正説で指摘されているように、大宝二年の戸籍上の現実では一戸一兵士の原則は完全には貫徹していないのである。よって、一戸一兵士説の直接の根拠は、直木氏が修正説で述べられた、大宝二年御野国戸籍で正丁六人以上を有する戸が一一戸

あるうち七戸までが兵士を一人しか出していない点と、軍防令の「每三丁一取一丁」が一戸一兵士を意図していたと考えられる点との二点なのである。この第一の点については、一方では、六丁以上で一兵士しか出さないに一戸一兵士の原則の適用と説明し、他方では、正丁三・五人の戸から二兵士を出すのは少丁、正奴を含めて六丁以上になり軍防令規定を適用したためと説明するのでは、同じ六丁以上の戸なのに異なる原則が適用されるのはなぜなのか全く説明できず、そこには論理的整合性は認められないと思う。第二の点については、軍防令規定は唐兵制の輸入であり、「同戸之内。每三丁一取一丁。」はそもそも一戸一兵士を意図しているとは考えにくいし、また、令文には一戸から二兵士を点ずる場合が想定できるものも存在する。養老軍防令16充衛防条には、

凡差_ニ兵士。充_ニ衛士防人_一者。父子兄弟。不得_ニ併遣。若祖父母々々老疾合_ニ侍。家無_ニ兼丁。不_レ在_ニ衛士防人限。

とある。この条文の前半では、兵士を衛士・防人にあてると同時に父子兄弟をいつしょに遣ることを禁じている。この父子兄弟はともに兵士であることが前提とされてい

る。ここで父子兄弟というものは同じ戸に属する可能性が高いことを考えれば、この条文からは一戸から少なくとも一兵士を出す場合が想定されるのである。

よつて、現存戸籍からも令文からも一戸一兵士の原則はうかびあがつてこないのであり、一戸一兵士説は成立しないと考えられる。

このように吉田氏が依拠した一戸一兵士説が成立しないならば、図1の戸と兵士は対応せず、図1は密接な対応関係にはないことになるが、さらに図1には別の疑問点も存在する。

図1のような対応関係を行政組織の側から軍団組織を説明するために指摘されたのは直木氏である。³¹ この直木説について、先述のように高橋氏は、伍という軍団末端組織は認めない方がよく軍団の末端単位は十人の兵士で構成される火であると述べられた。次にこの伍と火について検討する。

まず伍については、周知のとく養老軍防令2隊伍條に、

凡兵士。各為三隊伍。便三弓馬者。為三騎兵隊。余為二歩兵隊。主帥以上。当色統領。不得參雜。

とあり、この「隊伍」について義解・古記は五十人で隊

をなし五人で伍をなすと注しているので、軍団には五兵士からなる伍という末端単位が存在したとされる。³³ しかし、この伍は軍防令の他の条文に見えず、その具体的な性格については、あるいは「陣列之法」に関係したものであつたかと推測されるぐらいで、詳細は不明である。

次に火を見る。養老軍防令5兵士為火条で「凡兵士。十人為一火。」と規定される十兵士で構成される火は、6兵士備糧条や7備戎具条にも関係規定があり、「兵士の生活・行動上の単位」と考えられる。特に7備戎具条では、兵士が備える戎具を「毎火」「毎五十人」「每人」別に定めており、この条文からは五十人(隊)一火一兵士の構成がうかがえる。また、12兵士向京条と63休仮条によつて衛士・防人も火を単位として規定されていたことがわかる。

このように十兵士で火という単位にすることは一般的規定であつたと考えられるのだが、その火の規定が実際に行われたことは史料で確認できる。払田柵跡出土木簡に、

・ □十火 大糧二石八斗八升

・ □二斗八升二合

と火がみえる。³⁷ また軍防令に規定はないものの火の指揮

官と思われる火長が軍団に存在したことが、多賀城跡出

土木簡の

白河団進上射 〔手歴名事カ〕

火長神

□守十八人 〔火長カ〕

人味人

(裏は略)

によつて確認され、防人に火長がいたことは『万葉集』⁽³⁸⁾にみえる。⁽³⁹⁾この火長の存在はその背後に火という単位の存在をうかがわせる。

十兵士で構成される火という単位は、軍防令に明確な規定をもち、十人を一火とするることは一般的であり、そこの存在を示す史料をもつのであって、軍団組織上においては火という単位は見のがすことのできないものである。

伍と火について以上のように考えられるとき、伍を認めない方がよいとまで断定できないにしても、軍団組織としては五十人の隊の下には十人の火が存在しているので、軍団組織は兵士一(伍)一火一隊となり、行政組織の戸一保一里とは密接には対応しないのである。よつて、吉田氏が掲げられた図1は誤りである。

以上のように、吉田氏が依拠された一戸一兵士説は成立せず、一戸一兵士説にもどづいた図1も誤りであるこ

とが明らかになつた。

(ウ) 五十戸単位の編成と軍団の成立

吉田氏は、「戸一保一里の行政組織が、軍団組織と同じ原理で構想された」とされているが、行政組織が軍団組織原理で構想されるためには軍団組織とその構想原理が行政組織に時間的に先行しなければならないであろう。

律令制的軍団制の成立の時期については、持統三年での成立を唱える従来の通説⁽⁴⁰⁾と、近年有力になりつつある大宝令での成立を主張する説⁽⁴¹⁾とがある。結局のところ、持統三年を端緒として大宝令で律令制的軍団は成立したとみるのが妥当であろう。

これに対して行政組織は、信憑性を論義している大化改新詔や造作の疑いをかけられている白雉三年四月是月条などの五十戸一里規定⁽⁴²⁾をひとまず別にしても、「白髪部五十戸」の木簡⁽⁴³⁾や「山部五十戸婦」の幡銘⁽⁴⁴⁾によつて、五十戸単位の編成は天智二年までさかのぼることは明らかである。「里」の木簡では天武十二年のものが最古のものとされている。もちろんこれらの史料によつてその時点で五十戸編成や里制が全国的に行われていたとまでは断定できないが、後の五十戸一里制という行政組織の前提として五十戸単位の編成は天智二年には確認され

る。

このように、五十戸単位の編成や里制の成立と軍団制の成立とでは、時間的に軍団制の成立は遅れるのである。すなわち、行政組織の里が五十戸で構成されるのは軍団の隊が五十人で構成されるからではないのである。

以上、一戸 \parallel 四丁 \parallel 一兵士の基準、一戸一兵士説および図1、五十戸単位の編成と軍団の成立、という三つの視点から吉田説を検討した。そこから得られたのは、吉田氏の説はその内部に不都合な点や誤りを含んでおり、

論証には成功していないということである。よって吉田氏が説かれたようには「編戸制」の軍事的性質を強調することはできないのである。

三

以上が義江説の要約だが、この義江説について杉本一樹氏は、兵士を出さない下政戸の設定の不自然さと西海道戸籍では兵士役負担のための戸編成はうかがえないことを指摘して批判している。⁽⁴⁸⁾しかし、杉本氏は義江説の中核である、大宝二年御野国戸籍の三等政戸が兵士数による区分である、という点には触れられておらず、依然として義江説は通説となっていると思われる。⁽⁴⁹⁾義江氏はこの点によつて兵士徵発のための戸編成という視点を確認して律令国家が兵士を出させるために戸を編成したとされているので、この点こそ検討されるべきであると考えられる。

次に義江明子氏の説を検討する。まず氏の説を要約しておくる。

天武・持統朝の政治的課題としての軍事力編成、兵士徵発のための「戸」編成という視点の導入、大宝二年御野国戸籍の分析などにより、御野国戸籍にのみ見える三等の政戸（上政戸、中政戸、下政戸）は本来は上政戸 \parallel 一兵士、中政戸 \parallel 一兵士、下政戸 \parallel 〇兵士であったと考え

「編戸制」の軍事的性質について

であるという義江説の論証は正しくないと思われる。以下、この点を検討するために義江説の該当部分の論証を次にあげる。

戸内の正丁数と兵士数との関係をみると、三丁に一兵士の枠には、おさまり、一戸一兵士がほぼ実現されてい(50)る。次に三等政戸と正丁数の関係をみると、ほぼ上政戸が五、六丁、中政戸が三、四丁、下政戸が一、二丁とい(51)う基準が読みとれる。そして、三等政戸と兵士数との関係をみると、上政戸は一、二兵士、中政戸は一兵士、下政戸は○、一兵士を出している。(51)この数字は最初の編戸の年である持統四年から十二年を経た後のものなので、

上政戸=一兵士、中政戸=一兵士、下政戸=○兵士とい(51)うのが本来的な考え方であつたと考えられる。また「政」には兵役の意味がある。よつて三等政戸はまさに兵士数による区分であり、三等政戸区分が丁数による区分とも合致することは「三丁毎に一兵士」の規定にそつてそれぞれ二兵士、一兵士、○兵士を出せるように「戸」を編成したことの結果である。以上が義江氏の論証である。

まず、確認しておきたいのは、大宝二年段階では三等政戸は正丁数による区分であるという従来説の方が、兵士数による区分であるとする義江説よりも、明確な対応

関係をもつという事実である。すなわち、戸籍上の数字では、正丁数と三等政戸は上政戸=五丁以上、中政戸=三、四丁、下政戸=二丁以下と明確に対応する（例外は義江氏の表では一〇三例のうち八例）のに対し、兵士数と三等政戸の上政戸=一、二兵士、中政戸=一兵士、下政戸=○、一兵士（例外は同じく十例）の対応は三等政戸のどの等級にも一兵士が含まれていて明確な対応関係とは言えないと思われるるのである。

この三等政戸は戸籍では各戸ごとの記載の冒頭に記入されているのだが、戸籍自身の冒頭集計部分では、

太宝式年十一月御野国山方郡戸籍

三井田里戸数伍拾戸 上政戸拾壱中下耆戸下上耆戸下々捌戸
中政戸式拾壱下中伍戸下々拾陸戸 下政戸拾捌下上耆戸下々拾陸戸

(下略)

となつており、三等政戸ごとの集計がなされている。よつて常識では三等政戸は大宝二年段階で戸籍上の何らかの現実に密接に対応しており機能していたのではないかと考えられるのである。とすると、大宝二年で明確な対応関係をもつ正丁数による区分こそが三等政戸の等級基準であるという従来説が、義江説よりも妥当であると思われる。

このように大宝二年段階では三等政戸は兵士数よりも正丁数に対応していると考えられるため、兵士数による三等政戸であるとする義江説では、大宝二年戸籍は「本来的な在り方」から十二年を経た数字を示しているので明確に対応しないのである、とされているのである。しかしながら、この点は義江氏の推測であって、全く論証されていないので、この推測を検討する必要がある。

この義江氏の推測の不都合な点は、兵士数と三等政戸の関係と同様に十二年経ていてもかかわらず、正丁数と三等政戸の関係には、ずれはみられずに密接な対応関係がみられる、ということを考慮されていない点である。すなわち、義江説では、正丁数と兵士数との関係、兵士数と三等政戸との関係、そして、この二つの対応の結果としての正丁数と三等政戸との関係、という三つの対応関係が「本来的な在り方」として前提とされているので、十二年間を経て「本来的な在り方」からずれが生じたとするならば、三つの対応関係すべてにずれが生じていなければならぬはずである。兵士数と三等政戸の対応関係のみにずれが生じて他の二つの対応にはずれが生じないとは論理的に考えられないのである。

よつて、大宝二年戸籍で三等政戸と兵士数が明確に対

応しない原因を「本来的な在り方」から十二年後の数字であるからだとする義江氏の推測は、大宝二年戸籍で三等政戸と正丁数が明確に対応している事実によつて誤りとされなければならないのである。

また、義江説では三等政戸の等級は持続四年に決定され、そのうちに変更がなかつたということを論理的な前提とされているが、上政戸 \parallel 二兵士、中政戸 \parallel 一兵士、下政戸 \parallel 〇兵士の「本来的な在り方」からみると兵士数が増えている例（大宝二年戸籍で下政戸 \parallel 一兵士、中政戸 \parallel 二兵士の例）が存在するので、義江説では新たに点兵が行われたときにも等級の変更は考慮されなかつたことになる。このことも三等政戸が兵士数による等級であるとする義江説を疑問視させるものではないだらうか。

さらに、三等政戸が兵士数による等級であつたとすると、その三等級設定の目的は一体何であつたのだらうか。「等級区分は各々その目的と照らし合わせてはじめて正しい解釈が下せると考える」とは義江氏自身の言葉である。しかし、義江氏は肝心の兵士数による等級区分の目的については述べられていない。この等級区分設定の目的が不明である点も、正丁数による等級とする従来説⁵⁶⁾にくらべて義江説が説得力を欠く点である。

ないのである。

最後に三等政戸の「政」について検討する。義江氏は曾我部静雄氏の説に依つて「政」には兵役の意味があるとして、三等政戸の「政」は兵役の意味であるとされた。

しかし、「政」の他の用例、『日本書紀』大化二年二月戊申条、天平勝宝二年一月二十六日官符、同年三月三日治部省牒、『令集解』にみえる「政」などは兵役の意味にはとれない。これらの「政」は課役の意味で使用されてるので、御野国戸籍の三等政戸の「政」も、三等政戸

が正丁数に対応しているとすれば、課役の意味と考えることが可能である。義江説のようないいだらうか。兵役に限定することはできないだらうか。

以上右に述べてきたように、御野国戸籍の三等政戸が兵士数による等級区分であるとする義江説は、論証されていない誤りとみられる推測の上に立論されており否定されるべきものである。つまり、御野国戸籍の三等政戸は大宝二年においてもその十二年前の持続四年においても兵士数による等級区分ではないのである。

よつて、三等政戸が兵士数による区分であることをもつて、兵士徵発のための戸編成という視点を確認し律令国家が兵士を出させるために戸を編成したとする義江説は論証には成功しておらず、成立しないと言わざるをえ

以上、現在通説となつてゐる吉田・義江西氏の説を検討し、両氏の説がともに成立しがたいことを述べた。両氏が説かれたような、行政組織や戸の編成の目的として軍事力編成のみを強調する考えには賛成できないのである。

もちろん、律令制的兵士役賦課のために、個々の人民を戸籍に編附するという「編戸制」が前提となることは当然である。『日本書紀』持続三年閏八月庚申条では

詔_ニ諸国司_ニ曰。今冬戸籍可_レ造。宜_下限_ニ九月_ニ糾_レ捉浮浪_ニ。其兵士者。每_ニ於_ニ一國_ニ四分而点_ニ其_ニ一_ニ令_ニ習_ニ武事_ニ。

と造籍と点兵が同時に命じられてゐるのはこのことを示している。しかしながら、籍帳による人民掌握が前提となるのは兵士役に限つたことではなく、他の律令制的課役すべてがそうなのである。吉田・義江西氏の説が成立しないとすれば、「編戸制」において軍事的性格のみを強調することはできないであろう。

小稿の目的は吉田・義江西氏の説を検討することにある

つたため、「編戸制」についての他の問題については触れることができなかつた。この点は今後の課題としたい。

また、学説の検討という小稿の性格上、吉田・義江両氏の説についての曲解や妄評を多く犯していることを恐れるが、両氏の御海容と諸賢の御叱正を願う次第である。

註

- (1) 両説の研究史の整理は、中野栄夫「律令制社会における家族と農業経営(一)」(『史学雑誌』八二の六、一九七三年、後に同氏『律令制社会解体過程の研究』塙書房、一九七九年に収録)や南部昇「戸籍・計帳研究史概観(上)」岸・平田理論いわゆる『歪拡大説』・『家族構成非再現説』の検討を中心に(『史流』一七、一九七六年)などによつてなされている。最近では、吉村武彦・加藤友康「古代家族論」(『日本史研究の新視点』吉川弘文館、一九八六年)や杉本一樹「日本古代家族研究の現状と課題」(関口裕子・吉田孝・明石一紀説を中心として)(『法制史研究』三五、一九八六年)がある。
- (2) 安良城盛昭「班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法」(石母田・藤間・松本説と赤松・岸・岡本説の学説対立の止揚をめざして)(『歴史学研究』三四五、一九六九年、後に同氏『歴史学における理論と実証』第I部、御茶の水書房、一九六九年に収録)

「編戸制」の軍事的性格について

(3) 義江(浦田)明子「編戸制の意義—軍事力編成との関わりにおいて—」(『史学雑誌』八一の二、一九七二年)、

高田実「編戸論ノート—律令国家成立史研究序説—」(『史学研究・東京教育大学文学部紀要』九一、一九七三年)、中野栄夫註(1)論文、高島正人「七八世紀における農民の基本的經營単位」(『对外関係と政治文化』第二政治文化古代・中世編、吉川弘文館、一九七四年)、神野清一「『編戸と奴婢』—八世紀初葉における奴隸所有の発展段階—」(『名古屋大学日本史論集』上、吉川弘文館、一九七五年)、南部昇註(1)論文、吉田晶「日本古代の首長制に関する若干の問題」(『日本史研究』一八七、一九七八年、後に同氏『日本古代村落史序説』塙書房、一九八〇年に収録)、杉本一樹「『編戸制再検討のための覚書』—『編戸の原理』を中心として—」(『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年)、佐々木恵介「律令里制の特質について—日・唐の比較を中心として—」(『史学雑誌』九五の二、一九八六年)など。

- (4) 現在、研究用語としての「編戸」は次の三つの意味で使用されている。①個々の人民を戸籍に編附する。②一定戸数(五十戸)で一行政単位(里)とする。③個々の人民を編成して「戸」とする。また、史料上の「編戸」については、最近では、中田興吉「『編戸制と村落』(『人文自然論叢』一一、一九八四年)や関口裕子「五十戸一里制をめぐる一、二の問題—その具体的編成方式とその

後の推移」(田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年)で触れられているが、この点については別の機会に考えてみたい。

- (5) 調庸制からの分析としては、早川庄八「律令租税制に関する二、三の問題」(『古代の日本』九、研究資料、角川書店、一九七一年)、中野栄夫註(1)論文、明石一紀「戸制の構造と課役制」(『続日本紀研究』一九〇・一九一、一九七七年)「日本における里制と編戸制の特質」(『民族と国家』歴史学研究別冊、一九七七年)、鬼頭清明「東アジアにおける律令制と農民」(『世界史認識における民族と国家』歴史学研究別冊、一九七八年)『律令国家と農民』(堀書房、一九七九年、などがある。なお、狩野久「律令国家の形成」(『講座日本歴史1 原始・古代1』東京大学出版会、一九八四年)は、庚午年籍以前の戸編成の直接的契機を仕丁の徵発にあつたとされてい
- (6) 義江明子註(3)論文、吉田孝「公地公民について」(『続日本古代史論集』中、吉川弘文館、一九七一年)「律令制と村落」(『岩波講座日本歴史3 古代3』岩波書店、一九七六年)『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年)
- (7) 吉田孝註(6)著書102頁の図
- (8) 大山誠一「古代駅制の構造とその変遷」(『史学雑誌』八五の四、一九七六年)

(9) 杉本一樹註(3)論文

(10) 祿令集解10食封条所引(『新訂増補国史大系貞本六六六頁。以下史料引用は特に断らない場合は同大系による。』)『政事要略』卷廿七(一五二頁)、『類聚三代格』卷六(二五三頁)にも引く。

(11) 鬼頭清明「位禄の支給額についての覚書」(『続日本紀研究』一二六、一九六五年、後に同氏『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九七七年に収録)

(12) この慶雲二年格の「以四丁准ニ一戸也。」という部分は一般には封戸についてのものとされているが、『続日本紀』慶雲二年十一月庚辰(4)条には、

有_レ詔。加_レ親王諸王臣食封各有_レ差。先_レ是。五位有_レ食封。至_レ是代以_レ位禄也。

とあり、この時は食封を加増することとともに五位に位禄を支給することが命じられている。このことを考慮すると、「以四丁准ニ一戸」とは五位の位禄支給額を決定する基準ではなかつたかとも考えられる。そう考えると天平十九年五月戊寅の官奏で封戸丁数設定の際にこの慶雲二年格が全く問題にされていないという疑問も氷解する。そしてその場合古記が引く格文は「准ニ一戸也」までもとも考えられる。しかし、これらはいずれも推測であり、古記引用格も略文であり格が封戸条の古記に引かれていることなど決め手を欠くので今は通説に従う。

(13) 早川庄八註(5)論文

(14) この官奏と賦役令集解 8 封戸条解所引天平十九年六月

一日格との関係・異同については、時野谷滋「食封制と
公民制」(『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九六九年、後に同氏『律令封祿制度史の研究』吉川弘文館、一
九七七年に収録)を参照

(15) 時野谷滋註(14)論文、および鎌田元一「日本古代の
人口について」(『木簡研究』六、一九八四年)

(16) 時野谷滋註(14)論文

(17) 石上英一氏は唐令と日本令の調物合成について、日本
令は唐令の「若当戸不成」の限定句を削除し(賦役令2
調皆隨近條)戸における合成を原則としていない、とさ
れている。(「日本古代における調庸制の特質」「歴史にお
ける民族と民主主義」歴史学研究別冊、一九七三年)こ
れに対しても明石一紀氏は「若当戸不成」を削除したのは
日本令文では合成規模 자체に当戸合成が無理な輸貢規定
が含まれていたためで、四丁合成規模になれば当戸合成
は実現し得たのであり、日本でも戸別合成を暗黙の前提
としていた、とされる。(「調庸の人身別輸納と合成輸納」
竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年)

(18) 『日本書紀』持統三年閏八月庚申条。『続日本紀』天平
四年八月壬辰条。

(19) 課役負担における一正丁=一次丁=四少丁(中男)と

いう換算規定は、正調(賦役令1調絶縁条)、歳役・庸
(同4歳役条、但し中男は不課)、雜徭(同37雜徭条集解

「編戸制」の軍事的性質について

諸説)などに見られ大宝令も同様であったと考えられ
る。大宝令の調については職員令集解63左馬寮条古記所
引の大宝廄牧令馬戸分番条、庸については「神龜六年志
摩国輸庸帳」(『大日本古文書』一の三八五頁)、雜徭につ
いては賦役令集解7雜徭条古記、が参考になる。

(20) 周知のごとく大宝二年御野国戸籍には少丁兵士がみえ
るが、養老軍防令兵士簡点条には「同戸之内。每三丁一
取ニ一丁。」とあり、兵士役は正丁を対象として賦課され
るのが原則だったと考えられ、また兵士役は輸納額や徵
発日数が定められている調庸歳役雜徭とは住落を異に
し、少丁兵士が正丁兵士の四分の一の兵士役を負担した
とは考え難いし、まして次丁が兵士役を負担したとは考
えられない。

(21) 石尾芳久「日唐軍防令の比較研究」(同氏『日本古代法
の研究』法律文化社、一九五九年)

(22) 直木孝次郎「軍團の兵数と配備の範囲について」(『続
日本紀研究』七の八、一九六〇年、後に同氏『飛鳥奈良
時代の研究』塙書房、一九七五年に収録)

(23) 米田雄介「大宝令前後の兵制について」(『続日本紀研
究』九の四・五・六、一九六二年)

(24) 直木孝次郎「一戸一兵士の原則と点兵率」(『日本歴史』

一七五、一九六二年、後に同氏註(22)著書に収録)
いう換算規定は、正調(賦役令1調絶縁条)、歳役・庸
(同4歳役条、但し中男は不課)、雜徭(同37雜徭条集解
「紀研究」十の四・五、一九六三年)

- (26) 山内邦夫「律令制軍団兵士の簡点方法について」(『明治大学大学院紀要』四、一九六六年)
- (27) 和田一博「律令軍団制と点兵率」(『芸林』二八の一、一九七九年)

- (28) 松本政春「一戸一兵士説への疑問」(『続日本紀研究』二三四、一九八四年)

- (29) 一戸一兵士説が提唱されたのは、軍防令の点兵率規定と戸籍にみえる点兵率が合致しない事実を合理的に説明するためであったのだが、一戸一兵士説が成立しないとすると点兵率の不一致という問題は依然として存在する。この点については、私見では、高橋崇氏の考え方が妥当であるように思う。同氏註(25)論文参照。また、一戸一兵士説とその批判で問題となる少丁兵士については、最近、武藤浩一「軍団兵士制に関する若干の問題」(『中央史学』九、一九八六年)がある。

- (30) 浜口重国「府兵制度より新兵制へ」(同氏『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六年、但し論文初出は一九三〇年)

- (31) 直木孝次郎註(22)論文
- (32) 高橋崇註(25)論文
- (33) 確かに伍について義解および古記(『令集解』附収の令集解逸文。五人で伍することは隊伍条のほかに士卒病患条古記にもみえる。)は五人で伍とすると注しているのだが、令の本意はそうではなかつたとする説がある。隊

- 伍条の「隊伍」の部分は唐軍防令では「団伍」であり、「隊伍」は「兵士のくみあひ」ほどの意味であつて伍という単位は存在しなかつた、という松本政春氏の説である。(「軍防令差兵条に関する一、三の考察」『歴史研究』二三、一九八五年の注(35)) 松本氏の説は説得力があり、氏の説が正しければ私説には有利であるが、同じ隊伍条集解逸文に「跡云。如「伍字」者。以五人一為三列而為三「鋒」耳。」とあり、跡記は伍を五人で一列を作り一鋒とするとしている点には注目しなければならないと思う。伍と明記されてはいないものの、五人で一単位とするのは軍防令義解³²叙勲条の「陣列之法」に見えており、跡記もこれに関連した注釈かと考えられるからである。ただ陣列之法における楯別に配される五人が即伍であるとは義解は述べていないので、伍が実際に存在した单位だつたと断定することはできない。小稿では伍の存否については判断を保留する。なお、「令抄」(『群書類従』巻第七十八、律令部四)を参照。

- (34) 軍防令義解で隊伍条以外に「伍」の字がみえるのは31申勲簿条である。しかし、「其國其團隊正姓名之部伍其郡人之類」の「伍」は「部伍」という熟語であつて、五兵士の「伍」とは無関係であろう。
- (35) 『律令』(岩波・思想大系3)の兵士為火条の頭注。
- (36) 匠丁も十丁を一火としたことが、慶雲三年二月十六日勅にみえる。(『類聚三代格』巻十七、蠲免事(五一六

(頁))

- (37) 平川南「東北地方出土の木簡について」(『木簡研究』創刊号、一九七九年)
- (38) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—昭和四九年度発掘調査概報』一九七五年
- (39) 『万葉集』卷第二十、四三七三～五(天平勝宝七歳乙未二月、相替遺筑紫諸国防人等歌)
- (40) 代表的なものとしては、高橋崇「天武・持統朝の兵制」(『芸林』六の六、一九五五年)や米田雄介「律令的軍団の成立再論」(『原始古代社会研究』2、校倉書房、一九七五年、後に同氏『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六年に収録)がある。
- (41) 笹山晴生「日本古代の軍事組織」(『古代史講座』5、学生社、一九六二年)をうけて、磯貝正義「評及び評造制の研究(二)—郡・評問題私考」(同氏『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年、但し論文初出は一九七二年)、橋本裕「軍毅についての一考察」(『ヒストリア』六二、一九七三年)、野田嶺志「律令軍事機構の成立とその役割」(『日本史研究』一五〇・一五一、一九七五年)「兵士制成立に関する小考」(『古代史研究』2、一九八四年)、森公章「評制下の国造に関する一考察」(『日本歴史』四六〇、一九八六年)などがある。
- (42) 律令制的兵士制は『日本書紀』持統三年閏八月庚申条をもって成立の端緒と見ることができが、律令制的軍
- 「編戸制」の軍事的性格について

団制の成立は大宝令施行をまたねばならないと考える。
詳しくは註(41)の諸論文を参照。

- (43) 岸俊男「造籍と大化革新」(同氏『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、但し論文初出は一九六四年)
- (44) 「飛鳥京跡昭和五一年度発掘調査概報」(奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報』一九七六年度)一九七七年。この木簡の年代が大化五年二月(天智三年二月であることについては、岸俊男「白髮部五十戸」の貢進物付札」(『古代史論叢』上、吉川弘文館、一九七八年)を参照。
- (45) 浅井和春「(東京国立博物館保管)上代裂の銘文について」(『MUSEUM』三九〇、一九八三年)。この法隆寺幡が天智二年の年紀をもつものであることについては、狩野久「額田部連と飽波評—七世紀史研究の一観角」(『日本政治社会史研究』上、塙書房、一九八四年)「法隆寺幡の年代について」(『伊珂留我』法隆寺昭和資財帳調査概報三、一九八四年)を参照。
- (46) 「癸未年七月三野大野評阿漏里」(『藤原宮木簡』2、一九八一年)木簡番号五四四
〔阿カ〕
〔米カ〕
- (47) 鎌田元一「評の成立と国造」(『日本史研究』一七六、一九七七年)
- (48) 杉本一樹註(3)論文
- (49) 例えば佐々木恵介註(3)論文

(50) 戸内の正丁数と兵士数との関係をみるため義江氏は次の表を作成されている。(義江氏註(3)論文五四頁のIII表の三里計)

兵士	0	1	2	計
正丁				
0				
1		2		2
2	10	5		15
3	6	20	1	27
4	2	33	1	36
5	1	8	5	14
6		4	2	6
7				
8		1	2	3
計	21	71	11	103

なお私見では三丁に一兵士の率におさまっているとも一戸一兵士が実現されているとも思わないが、この点はここでは問題としない。一戸一兵士説については先述した。

(51) 義江氏註(3)論文五五頁V表の三里計

三等戸	上政	中政	下政	計
正丁				
0				
1			2	2
2	1	14	15	
3	1	21	3	25
4	2	34		36
5	14	1		15
6	7			7
7				
8	3			3
計	27	57	19	103

(52) 義江氏註(3)論文五五頁VI表の三里計

三等戸	上政	中政	下政	計
兵士				
0	1	8	12	21
1	16	48	7	71
2	10	1		11
計	27	57	19	103

(53) 義江氏はこの「三丁毎に一兵士」を淨御原軍防令の規定とされている。

(54) 星野恒「政戸考」(『史学雑誌』一〇の九、一八九九年)

や新見吉治「中古初期に於ける族制(二)」(『史学雑誌』二〇の三、一九〇九年)や安良城盛昭註(2)論文など。

なお、三浦周行「三等九等戸考」(『史学雑誌』一〇の一、一八九九年)、柴原定雄「三等政戸に就いての一考察」(『茨城大学文理学部紀要』人文科学二、一九五二年)、岩橋小弥太「戸の等級について」(『国学院雑誌』六七の九、一九六六年、後に同氏『上代食貨制度の研究』第一集、吉川弘文館、一九六八年に収録)は、一正丁¹¹第二次丁¹²四少丁で計算した課口数による等級であるとすが、正丁数のみの方が例外は少なくなる。

(55) 「大宝二年御野国山方郡三井田里戸籍」(『大日本古文書』一の四九頁)

(56) 岸俊男氏は御野国戸籍の三等政戸を戸別の調の遺制と考えられている。(「律令制の社会機構」同氏前掲註(43)著書、論文初出は一九五二年)また『続日本紀』慶雲三年二月庚寅条と田令集解36置官田条古記・积所引の慶雲三年格により、慶雲三年に京畿内の戸別の調が戸内の丁数による大上中下の四等戸別に輸調額が定められたことが知られる。さらに令条内での三等戸制を見ると特殊なもの(田令36置官田条の養牛と厩牧令16置駄馬条の養馬とは地域が限定される)を除くと田令16桑漆条にみえる三等戸制が全国一般なものと考えられる。(桑漆条は古記による復原はできないが、大宝田令に存在したことは吉村武彦「律令制的班田制の歴史的前提について—国造制的土地位所有に関する覚書—」『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年を参照)この桑漆条の三等戸制は、桑漆が調の原料であること(『律令』岩波・思想大系3、二四三頁の頭注および五七五頁の補注^{16a})や賦役令9水旱条に「若桑麻損尽者。各免」調」とあることによつて、調の徵収との関連が推測される。以上のことから、御野国戸籍の三等政戸も(戸別の) 調の輸貢額決定のためのものではなかつたかと推測される。

(57) 曽我部静雄「我が律令時代の戸の等級制」(『日本歴史』五二、一九五二年)「日中戸等制の実施状況」(『日本歴史』八七年)

「編戸制」の軍事的性格について

史」一一五、一九五八年)両論文は後に同氏「律令を中心とした日中関係史の研究」吉川弘文館、一九六八年に収録。なお、曾我部氏は結論としては「政」を力役の意味とされている。

(58) 『日本古文書』下(岩波・日本古典文学大系)二八五頁の頭注一八参照。なお、最近早川庄八氏はこの史料の「政」をマツリゴトの意味であるとされている。(「選任令・選叙令と郡領の『試練』」「奈良平安時代史論集」上、吉川弘文館、一九八四年)

(59) 『大日本古文書』二五の一頁

(60) 『大日本古文書』三の三七五頁。なお、これら天平勝宝二年の官符・治部省牒にみえる「五十戸政」については、星野恒註(54)論文、岩橋小弥太註(54)論文、滝川政次郎「放賤從良考」(同氏『律令賤民制の研究』法制史論叢第二冊、角川書店、一九六七年)を参照。

(61) 戸令集解5戸主条、同11給侍条、同13為戸条、同20造帳籍条の朱云および賦役令集解38仕丁条の穴云。滝川政次郎氏は戸主条朱云の「戸政」は戸主の職務の意味であるとされている。(同氏註(60)論文)また最近吉村武彦氏は「戸として朝廷につかえまつること、たてまつること」が戸政であるとされている。(同氏「仕奉と貢納」『日本の社会史』四負担と贈与、岩波書店、一九八六年、「古代の家族と共同体」『歴史評論』四四一、一九八七年)

(62) 山内邦夫氏はこの持続三年閏八月庚申条の「其兵士者」以下を点兵規定ではなくて国内上番規定とされたが（「律令制軍団の成立について」『軍事史学』一一、一九六七年）、米田雄介氏（註（40）論文）や和田一博氏（註（27）論文）が批判されたように、この規定は点兵率についてのものと考えるべきであろう。

（一九八六・一二・一五成稿）

（一九八七・五・一八改稿）

なお私事にわたくて恐縮であるが、成稿までには村山光一教授の懇切なる御指導と先輩同学の諸氏の御教示を賜った。末尾ながらここに記して感謝の意を表したい。